

第6章 地域福祉活動計画における取り組み

第6章は地域福祉活動計画における民間の福祉活動について、関係する団体・組織・事業所などの取り組みの方向性を記載します。

実施にあたっては、第4章に示す行政の取り組みの指針である地域福祉計画との連携・協働を図りながら推進します。

■地域福祉活動計画の体系と対応する行政の取り組み

基本目標	行動	対応する行政の取り組み
基本目標1 自分らしく生き、 チャレンジできる 地域をつくろう	行動1 市民後見人活動の推進	○成年後見制度の利用促進 ○市民による後見活動の推進
	行動2 意思決定支援の推進	○総合的な相談支援の充実 ○人権尊重と権利擁護の取り組み
	行動3 安心して介護・福祉サービスを利用できるための取り組み	○包括的支援体制のための基盤整備 ○適切な福祉サービスの提供
	行動4 「生きる」を支える公的制度外の取り組みを進めます	○生活困窮者の支援 ○地域課題・地域資源の共有
	行動5 多様な「働く」を支援します	○自立した生活に向けた支援の充実
基本目標2 つながり支え合う 地域をつくろう	行動1 住民同士の支え合い活動の推進 ・見守り活動の推進 ・地域住民同士が出会い交流ができる場をひろげる ・生活支援活動の推進	○地域における見守り・支え合い活動の推進 ○要援護者を支えるネットワーク ○地域福祉の拠点づくり ○セーフティネットのための地域包括ケア会議の設置
	行動2 防災活動のネットワーク化	○日常的な防災の取り組みと災害発生時の対応 ○避難行動要支援者の支援体制の整備
	行動3 地域貢献団体の見える化	○情報提供・情報発信の充実
	行動4 様々な生きづらさを感じている人たちの居場所を地域につくる	○生活困窮者の支援 ○再犯防止の取り組み
基本目標3 みんなで参加する 地域をつくろう	行動1 ボランティアに参加しやすい仕組みづくり	○NPO・ボランティア活動への参加の促進
	行動2 当事者意識で参加できる募金・寄付活動	○安定的な地域の自主財源の確保
	行動3 福祉教育にみんなで関わろう	○福祉意識・協働意識の向上 ○福祉人材の育成・発掘

基本目標 1 自分らしく生き、チャレンジできる地域をつくろう

行動 1 市民後見人活動の推進

» 第3次計画の方向性

市民後見人活動は市民のボランティア精神に支えられる活動です。専門職の支援もありますが、活動にあたっての不安や負担感もあります。

他の人の活動を知ること、互いの不安の軽減や活動前のバンク登録者のモチベーションが高まり、それが新たな担い手の参加を呼び込む好循環がおきることをめざします。

» 令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組み

活動主体	民間の取り組み
市民後見人 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●市民後見人バンク登録者交流会については、新型コロナの行動制限の合間をぬって令和3（2021）年度・令和4（2022）年度は各1回ずつ開催しました。参加者の希望もあり、令和5（2023）年度は2回に増やしました。 ●大阪府社会福祉協議会が企画する市民後見人に関する講座や、市社会福祉協議会が企画する市民向け講座において、市民後見人が活動紹介を行い「市民ボランティアによる後見活動」の魅力発信に取り組んでいます。
市民後見人 専門職団体 社会福祉協議会 行政	<ul style="list-style-type: none"> ●市民後見人バンク登録者交流会参加者の要望もあり、養成された市民後見人の活躍機会が増えるように、市長申立案件以外での市民後見人受任（専門職後見人から市民後見人へのリレー方式）を行いました。

» 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の方向性

- 専門職後見人から市民後見人へのリレー方式の推進など、現在の取り組みの方向性を継続し、様々な人たちの権利擁護への参画と当事者の社会参加をめざしていきます。

今後推進する市民後見人のリレー方式について

専門職後見人…弁護士・司法書士・社会福祉士などが業として専門性を活かして課題解決

家庭裁判所
適切性を検討

リレー

審判決定直後、法的・福祉的に専門職による課題解決が必要な事例について、課題解決後は、より身近な市民後見人が強みを活かした関与を可能にしていく

市民後見人…地域共生の理念に適った、本人に身近な、本人に寄り添う身上保護など

行動2 意思決定支援の推進

≫第3次計画の方向性

医療・介護・福祉関係者を含んだ地域住民などが共同して、意思決定支援についての理解や合意形成を含めた、意思決定支援のための様々な環境整備を進めていきます。

≫令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組み

活動主体	民間の取り組み
地域型包括支援センター 医療機関 社会福祉協議会 行政 など	●「メッセージノート（わたしの生き方ノート）」については、各地域型包括支援センターのほか、りんくう総合医療センターをはじめとした市内医療機関などでも配架協力するなど、医療関係者・福祉関係者で協力して周知に取り組んでいます。
市民後見人 専門職団体 社会福祉協議会 行政	●令和5（2023）年度には、基幹包括支援センターいずみさのが主催する法定外研修会として「意思決定支援」をテーマにした研修会を行い、介護支援専門員・相談支援専門員合計29名が参加しました。

≫令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の方向性

●継続的な取り組みが必要であることから、現在の方向性を維持・継続します。特に、意思決定支援においては、本人、家族、医療・介護・福祉関係者の共通理解が重要であり、様々な場面や機会を活用して周知を図ります。

意思決定支援のめざすビジョン

「意思決定支援」では、すべての人には意思があるという前提に立って、本人が自分で自分のことを決めるにあたり、一人ひとりに合わせた支援を行うことを大切にされた考え方です。障害者権利条約には、「私たちのことを私たち抜きに決めないで（Nothing About us without us）」というメッセージがあります。「私の人生を私として生きる」、すなわち、「希望どおりといかずとも、色々な間違いや不自由もあるけれど、自ら選択し、自分の生活・暮らしを生きていると感じられる」地域社会をめざします。

そのために、認知症・知的障害・精神障害の有無や後見人等や家族の有無に関わらず、あらゆる場面の関わりの中で、その人の意思を尊重して支えていくことが大切です。



（参考：厚生労働省「意思決定支援の基本的考え方～だれもが「私の人生の主人公は、私」より）

行動3 安心して介護・福祉サービスを利用できるための取り組み

≫第3次計画の方向性

優れた取り組みをしている事業所が適切に評価され、従業員がやりがいと誇りを持てるとともに、市民が安心して事業所を選べるように「良いケア実践」を関係者で共有し、互いに支援の質を高め合えるような環境づくりを進めます。

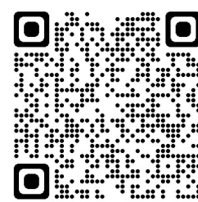
≫令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組み

活動主体	民間の取り組み
社会福祉協議会	●令和5（2023）年度に市社会福祉協議会が開催した「泉佐野市社会福祉協議会法人化55周年・福祉大会」では、講演会とあわせて、実践事例募集を行い、7事業所・団体の応募があり、活動紹介を行いました。発表事例については、市社会福祉協議会のWEBサイト上で公開されています。
専門職や介護従事者など	●専門職の自己研鑽と連携促進をめざして、福祉施設や医療従事者、介護従事者による勉強会や交流会などの活動が泉佐野市内でも取り組まれています。

≫令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の方向性

- 各主体の現在の取り組みを継続・強化していきます。
- 介護従事者の人手不足が表面化している中、長く仕事を続けられるような支え合いの取り組みを事業所間連携で行うことで、市民が必要な支援を受けることができる地域づくりをめざします。

事業所の実践事例について、
詳細はこちらから確認できます。



行動4 「生きる」を支える公的制度外の取り組みを進めます

≫第3次計画の方向性

社会福祉施設における「大阪しあわせネットワーク」による生活困窮者レスキュー事業をはじめ、企業や市民からの寄付による食糧支援（フードバンク）の取り組みなどを相談支援機関間で情報共有を図ります。また、民間福祉活動による支援はあくまで緊急代替的な手段であり、各種制度やサービスの安易な代替手段とならないように、支援についての共通理解を図りながら、関係機関が協力して課題解決していくことをめざします。

≫令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組み

活動主体	民間の取り組み
社会福祉施設	●大阪しあわせネットワークによる生活困窮者レスキュー事業に継続的に取り組んでいます。
社会福祉協議会 NPO、社団法人 など	●新型コロナウイルス感染症流行に伴う経済活動の制限により、経済的困窮に落ちいった外国人が多かったことから、市社会福祉協議会・NPO・社団法人や農業団体などが協力して「外国人への食料配布事業」を令和3（2021）年度～令和4（2022）年度にかけて実施しました。
NPO	●新型コロナウイルス感染症の流行や物価高騰の影響など、様々な事情から食事に困る子育て世帯が増加しつつあり、このような世帯に対して、継続的に食料支援ができる方策として、官民連携により「コミュニティフリッジ泉佐野」を社会福祉センターの敷地内に設置し、令和5（2023）年9月より運営が始まりました。

事例紹介：「コミュニティフリッジ泉佐野」について

食料品・日用品の支給を必要とする人が、公共の場に設置された冷蔵庫において無償で提供される食料品・日用品を、人目を気にすることなく、24時間都合が良いときに取りに行くことのできる仕組みをコミュニティフリッジといいます。

「コミュニティフリッジ泉佐野」は、市が使用料無償で提供した土地において、「特定非営利活動法人キリンこども応援団」が主体的・自主的に運営する官民連携の形で実施しています。なお、「コミュニティフリッジ泉佐野」は「泉佐野市フードバンク活動推進事業」で、地域の企業や住民の方々よりご寄付いただいた食料品・日用品を提供し、地域における食料品日用品ロスのさらなる削減にも努めています。

≫令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の方向性

- アフターコロナの状況にあわせて、既存の取り組みをそれぞれの団体で継続します。

コラム：コロナ禍における社会福祉協議会での特例貸付の状況について

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響から、渡航制限や緊急事態宣言による行動自粛の影響を受けて経済的・社会的影響を受けた国民を対象に、国では従来から社会福祉協議会が担っていた「生活福祉資金貸付事業」に特例貸付制度（緊急小口資金特例貸付と総合支援資金特例貸付）を創設し、市町村社会福祉協議会を申請窓口としました。

当初は3か月最大60万円とされた総合支援資金の貸付期間は事後的に制度改定があり、最終的には、最大9か月180万円（と緊急小口資金最大20万円の合計200万円）の貸し付けを行う事業となりました。

本市では、令和2（2020）年3月25日から令和4（2022）年10月までの間で、延べ3,868件、合計貸付金額約15億円（郵便局・労働金庫での郵送申請分を含む）の貸し付けが行われました。窓口となった市社会福祉協議会では、その申請受付の窓口業務の急拡大に対応するための体制変更を行いました。一方、この貸付事業を通じて、外国人労働者や高齢者をはじめとした非正規雇用・不安定就労者といった生活困窮者と市社会福祉協議会との接点が増えたことにより、様々な新たな取り組みが始まる契機にもなりました。

令和5（2023）年からは、償還が始まっており、市社会福祉協議会では、生活困窮状況が改善していない債務者の生活支援フォロー事業にも取り組んでいます。

行動5 多様な「働く」を支援します

≫第3次計画の方向性

職場における障害などの理解が進むように、個別の環境整備支援を各主体が取り組んでいます。また就労にハードルのある方の採用にチャレンジできる企業を応援できるように、企業や雇用主と福祉専門職などとの学習会などの取り組みを進めます。

また、家庭と職場以外の第3のつながりがあることで、離職・退職に至る前での問題整理や解決ができる場合もあることから、就職した後の就労定着のフォローの場づくりも進めます。

≫令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組み

活動主体	民間の取り組み
福祉事業所・企業 支援機関 など	●福祉事業所や支援機関、企業などが集まって、各種会議や勉強会に取り組んでいます。
社会福祉協議会 など	●ひきこもり状態の人への相談支援事業における面談から、居場所づくり事業へ（P.78 参照）の参加支援を経て、就労支援に至るまで、伴走して関わっています。 ●就労定着のためのフォローについては、就労後も必要に応じて相談が可能であることを本人に伝えたり、就労先にその後の様子を教えてもらうなど、伴走支援の考え方の共有に取り組んでいます。

≫令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の方向性

●企業や事業所での理解を進める合同勉強会などを通じて、支援機関と就労先とのネットワークづくりを図ります。



基本目標 2 つながり支え合う地域をつくろう

行動 1 住民同士の支え合い活動の推進

≫ 第 3 次計画の方向性

日頃から近隣住民同士がお互いに気かけ合える地域づくりを進めながら、身近な地域において住民同士がつながることができる見守り活動や、住民主体による交流や居場所づくりの活動を継続、拡充します。

支える側、支えられる側が固定されない、誰もが役割を持って主体的に参加できる場となるよう、高齢者の介護予防の視点を持った担い手の発掘などの工夫も必要です。

また、住み慣れた地域でその人らしい暮らしを続けることができる地域をめざし、既存のサービスや施策での対応が困難な生活上の困りごとに対応できる新たな活動の開発や、多様な活動主体が支え合い活動に参画できるように取り組みます。

≫ 令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度の取り組み

活動主体	民間の取り組み
地区福祉委員会 町会・自治会 長生会 など	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の流行とそれに伴う緊急事態宣言などにあわせて、人流の抑制が要請され、地域におけるグループ支援活動などの交流活動は休止を余儀なくされました。しかし、そのような中でも、泉佐野市内のボランティアの方々は工夫をして見守り対象者への個別訪問活動を継続しました。 ●高齢者の閉じこもりを防ぐために、コロナ流行下においても、それぞれの創意工夫によって交流活動の継続を図った地域も多くなりました。 <ul style="list-style-type: none"> 《工夫の例》 ・換気や消毒など、感染症対策を徹底した開催 ・会話中心ではなく、手芸などを一緒に行う ・屋外での交流活動を行う ●令和 5（2023）年 5 月の新型コロナウイルス感染症の感染法上分類の変更に伴い、地域でのグループ支援活動は徐々に再開されつつあります。 ●コミュニティカフェ（地域交流カフェ）の実施においては、フードバンクから食材提供を受けるなど、NPO との連携事例も増えてきています。
NPO ボランティアグループ など	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども食堂の取り組みが市内各地で広がっています。また、子ども食堂間のネットワーク化にも取り組んでいます。

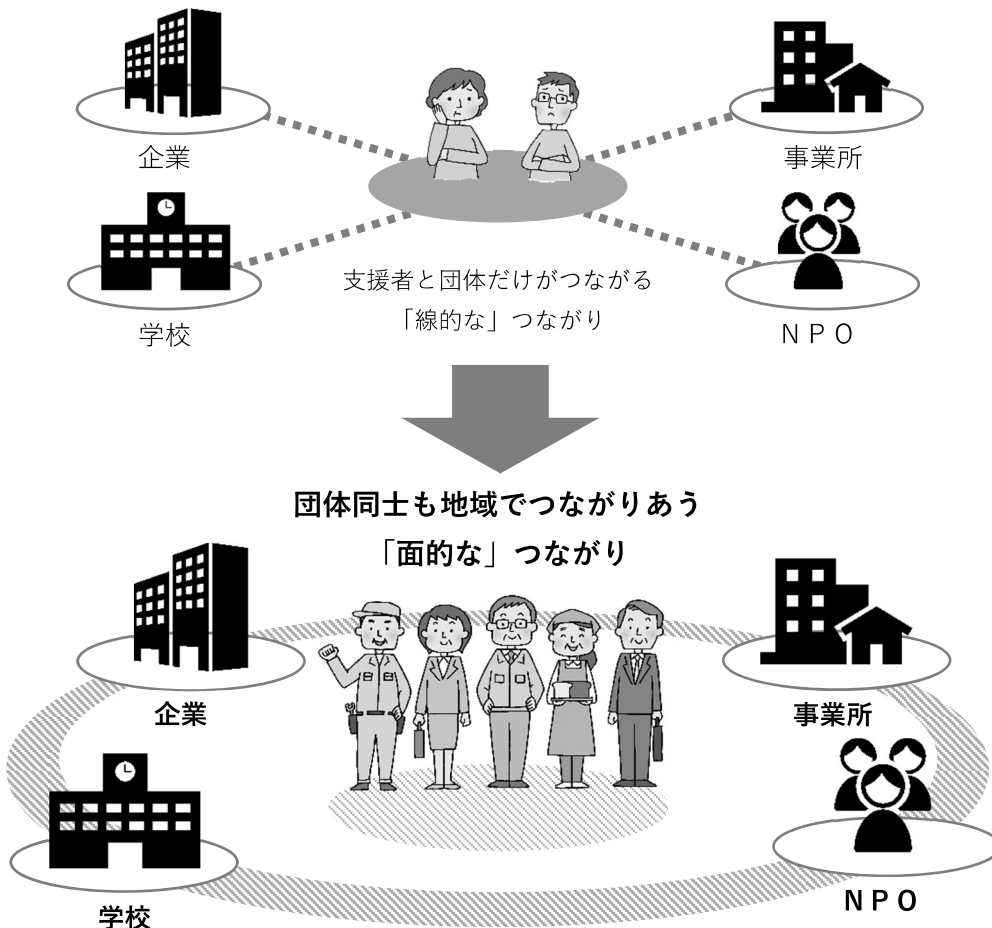
活動主体	民間の取り組み
社会福祉協議会 NPO	●新型コロナウイルス感染症の流行を通じて、外国人住民の孤立などが明らかになったことから、外国人住民同士が交流する「インターナショナルエクステンジ」に取り組みました。

»令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の方向性

- 令和3（2021）年度～令和4（2022）年度においては、各地域での活動が縮小しましたが、令和5（2023）年度からは回復傾向にあります。令和6（2024）年度以降も、地域での交流の大切さを改めて共有し継続します。
- 高齢化や人口減少の中で、「支える側」「支えられる側」を年齢などの属性で固定的に考えない視点を大切に、みんなが継続的に参加できる活動のあり方（介護予防など）を検討します。

新たな担い手の発掘と様々な団体との協働がめざすビジョン

市域全体で担い手の減少と新たな担い手の確保が課題となっています。そこで、自分たちだけでなく地域の内外の様々な団体と手をつなぐことで、それぞれの得意分野を活かした新たな担い手として活動できました。地域住民だけでなく多くの方々が地域を支える仕組みができあがります。



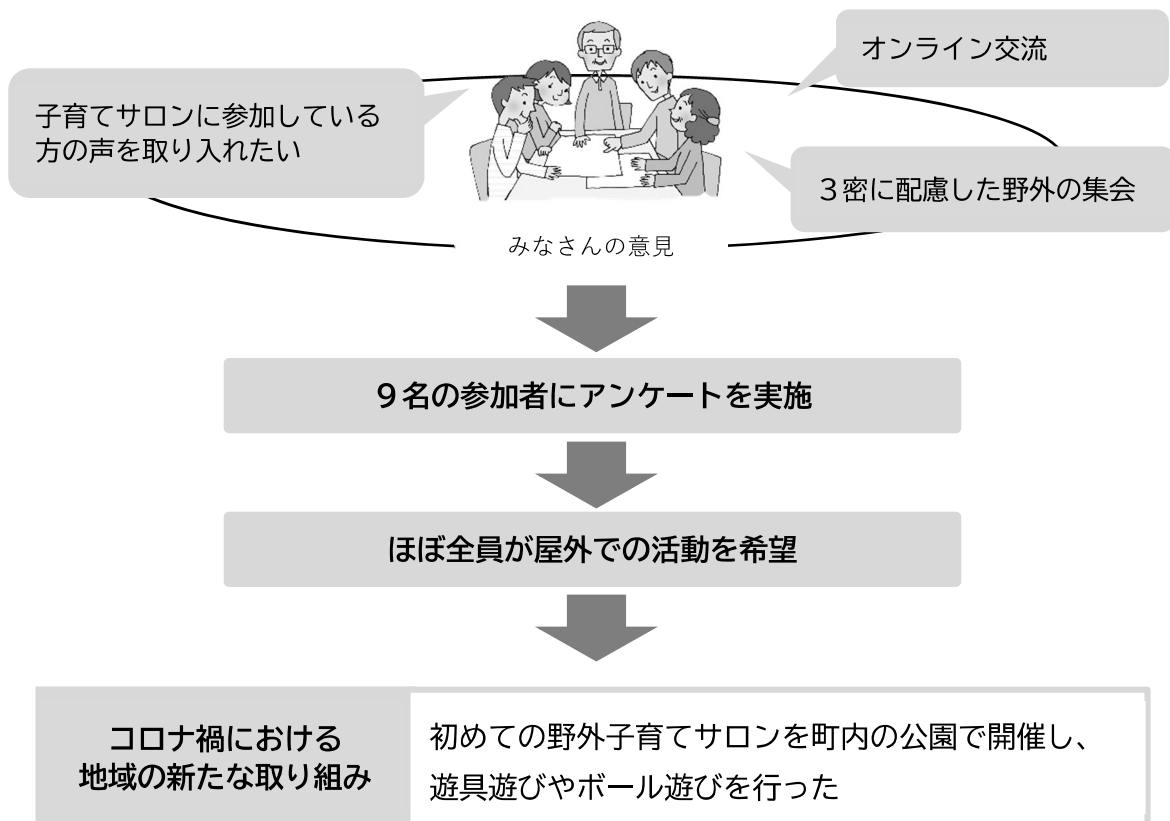
コロナ禍で感染症対策の工夫を行った地域活動の事例紹介

地域の暮らしを話す会（住民座談会）で出た意見を参考にしながら、具体的な取り組みにつながった事例が生まれてきています。

事例：小ざくらネット（二小地区福祉委員会） ～協力員・子育てサロン参加者の声をカタチに～

テーマ「コロナ禍における地域活動について」

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、地域の暮らしを話す会が対面で開催できなかったので、アンケート形式で実施。



★参加者の声

ボランティアさんと一緒だと安心でした。



子どもが楽しそうにしていました。

子どもと二人で公園に行くと大変。

行動2 防災活動のネットワーク化

≫ 第3次計画の方向性

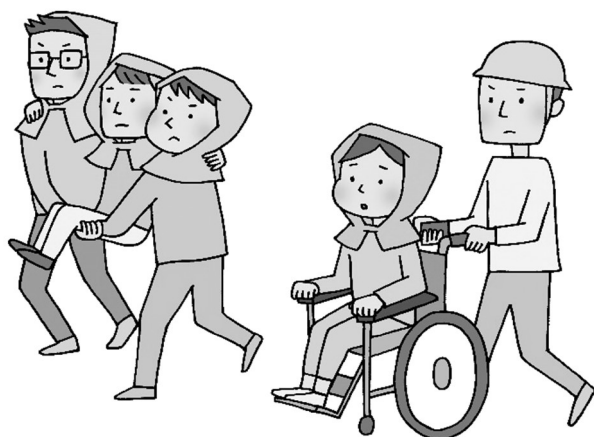
自然災害などの非常時の助け合いができるようにするためには、日頃からの顔の見える関係づくりが大切です。福祉関係機関（団体）と災害・防災関係機関（団体）が協働して、災害時避難行動要支援者の安否確認や避難誘導の体制づくりを進めることが必要です。

≫ 令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組み

活動主体	民間の取り組み
社会福祉協議会 行政 介護事業所 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none">●地域の絆づくり登録事業（災害時要援護者名簿）と避難支援計画作成の推進を図るために、市社会福祉協議会・泉佐野市地域共生推進課・危機管理課の三者で定期的に協議の場を設けています。●協議の場での議論を通じて、令和3（2021）年度からは「地域と福祉施設の協働研修」として、自主防災組織・介護事業者の合同研修会を企画・実施しています。
企業・団体 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">●発災時には、災害ボランティアセンターを開設する役割を持つ市社会福祉協議会では、近年の防災施策の流れを受けて、各種団体と災害時応援協定の締結を行いました。
ボランティア 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">●災害時事前登録ボランティアに、情報発信や研修を行いました。●災害発生時には、他市へボランティアワゴンを実施しました。

≫ 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の方向性

- 協働研修については、これまで未実施の地区・施設で行い、広く市内に広がるような働きかけを行います。
- 外国人住民の増加も踏まえ、外国人住民に対する防災・災害支援団体間のネットワークづくりも進めます。
- 各種団体やボランティアなどと、災害時のボランティア活動について、学ぶ機会を実施します。



行動3 地域貢献団体の見える化

≫第3次計画の方向性

地域貢献、社会貢献団体がどのようなことができ、どのようなことをしたいと考えているのかを、見えるかたちでつくっていきます。団体の活動趣旨やできることが周囲に伝われば、よりスムーズに必要なニーズとのマッチングができ、課題解決や新たな福祉活動の取り組みが生まれると考えられます。

≫令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組み

活動主体	民間の取り組み
企業・事業所など 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">●社会福祉協議会と企業などで、地域課題を共有し、新たな取り組みが始まった事例や、既存の福祉活動に支援を行ってもらえた事例がありました。<ul style="list-style-type: none">・スーパーマーケット内のスペースを活用した認知症カフェや男性の地域参加講座の開催・エコキャップ回収活動への参加

≫令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の方向性

- 関係者で共有できるツール（様式）の開発などに取り組みます。

地域で展開されている企業と協力した福祉活動の例



地域課題「高齢男性の孤独対策」と企業の社会貢献「集まりやすい会場（スーパーマーケット内の会議室）を提供」を掛け合わせ、男性向け料理教室（男性対象の珈琲講座など）を開催しました。

市社会福祉協議会では、エコキャップ回収を通じてリサイクル意識の推進と、福祉活動への支援を進めています。身近なところで取り組みやすい活動として、企業での参画が増えています。



行動4 様々な生きづらさを感じている人たちの居場所を地域につくる

≫第3次計画の方向性

児童・学生を含めた誰もが、社会とのつながりの中で安心・安全に過ごすことができる居場所の確立をめざしていきます。「居場所」からそれぞれの一步を踏み出すことができるように、一人ひとりの生きづらさに寄り添いながら様々な機関や資源と連携して本人のエンパワーメントを促していきます。

≫令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組み

活動主体	民間の取り組み
NPO ボランティアグループ等	●市内で子どもの居場所づくりやフリースクールなどに取り組む団体が増えてきています。
社会福祉協議会	●生きづらさを感じている方々（ひきこもりがち、コミュニケーションが苦手など）が安全・安心な場で、人と出会い、お互いを知り、つながることで、“ここに来るとほっとする”“ありのままでもいいんだ”と感ずることができる場づくりをめざして、「りれーしょん」（居場所/月1回）及びテーマ別活動（ボランティア、ハイキングなど/不定期）を開催しました。 ●当事者・家族・支援者支援として、「ひきこもり講演会」及び「ひきこもりU×ラウンジ」を実施しました。 ●多様なつながりや活動の広がりが生まれるよう、縁起サポーターの募集を行っています。 ●居場所づくり事業の取り組みを通じて、支援機関の相談員には、生きづらさを感じている当事者の適切なアセスメントに加え、その人が参加しようとしている「居場所」を理解し、丁寧につないだうえで、その場が当事者にとってどのような存在になっているかを事後的にも把握し続け、次のステップを一緒に考える「伴走支援」の考え方が重要だということがわかりました。

≫令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の方向性

- 様々な生きづらさを感じている人たちの支援している各相談支援機関の相談員や行政職員が、参加支援や伴走支援について理解し、相談援助技術を向上させ続ける必要があることについての共通理解形成に取り組めます。
- 市社会福祉協議会では、今後も、様々なテーマの新たな当事者活動を支援していけるような事業検討を行います。

事例紹介：生きづらさを感じている方々のつながり支援事業「縁起プロジェクト」

市社会福祉協議会では、「縁起プロジェクト」として、ひきこもりがち、人とのコミュニケーションが苦手など、生きづらさを感じている方々の居場所づくりを行っています。人と出会い、お互いを知り、つながることで、“ここに来るとほっとする”“ありのままでもいいんだ”と感じることができる場づくりをめざしています。

多分野連携・協働の取り組み（プロジェクト）として、様々なメニューに取り組んでいます。

【主な活動】

◎りれーしょん（月1回）

自由に過ごせる居場所。出入り自由です。

◎自由活動（不定期）

ウォーキング、園芸などの季節行事や、ボランティア活動など折々での活動をしています。

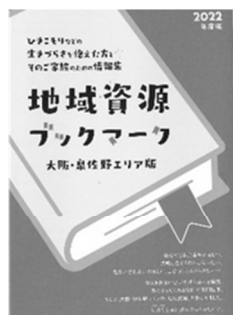
◎ぶらっとほーむ通信

- ・公式LINE

メンバーへの情報提供として、スタッフ紹介や活動報告を行っています。
(クローズド形式で実施)

◎当事者・家族・支援者支援

ひきこもりU×ラウンジ、ひきこもり講演会などを開催しています。



縁起サポーターとの連携

縁起プロジェクトの思いに共感し、一緒に参加できる体験の提供など、活動にご理解・ご協力いただける方に、縁起サポーターとして登録いただき、活動いただいています。例) 料理や音楽などの趣味や特技を活かし、一緒に楽しむなど

基本目標3 みんなで参加する地域をつくろう

行動1 ボランティアに参加しやすい仕組みづくり

≫第3次計画の方向性

ボランティアに取り組まれている方や、ボランティア活動先の情報を集約し、「見える化」をめざします。多種多様なボランティア活動先が生まれやすい環境の整備と新たなボランティア活動先の開拓を進めていくとともに、幅広い世代が、自身の生活状況に合った活動ができるようなコーディネート体制の構築に向けた検討を行っていきます。

≫令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組み

活動主体	民間の取り組み
ボランティアセンター 社会福祉協議会	●新型コロナウイルス感染症対策から、これまで行われてきた社会福祉施設でのボランティア活動の大半が休止になりました。その中で、感染症対策に留意し、工夫しながら活動に取り組みました。

コロナ禍でのボランティアセンターの活動事例紹介

新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、令和2（2020）年以降、社会福祉施設ではボランティアの受け入れを制限せざるを得ない状況が続いていました。

そのような中で、新たなボランティアの形として、対面ではなく、手芸や作品を通じて、ボランティアと福祉施設との交流を継続するとともに、ビデオ会議システムなどのICTツールを使った交流活動などを模索して取り組んできました。

また、ボランティア活動を、ボランティアグループやNPO団体などのボランティア活動の取り組みを動画配信サイトにて配信を行い、活動の魅力発信に努めました。



オンラインでの施設入所者との交流

福祉施設と社会福祉センターをビデオ会議システムでつなぎ、一緒にボッチャを行って交流しました。



手芸で地域に貢献

福祉施設などでの交流が難しいコロナ禍において、認知症の人への連帯の気持ちを示す「オレンジプレスレット」をサロンドボランティアの登録ボランティアや看護学生たちが作っていただきました。



ボランティア活動の魅力発信を目的に動画で公開

イベントなどで、ボランティア活動の普及・啓発が難しい中で、動画配信サイトを活用し、様々なボランティア活動の魅力発信を行いました。こちらから閲覧できます➡

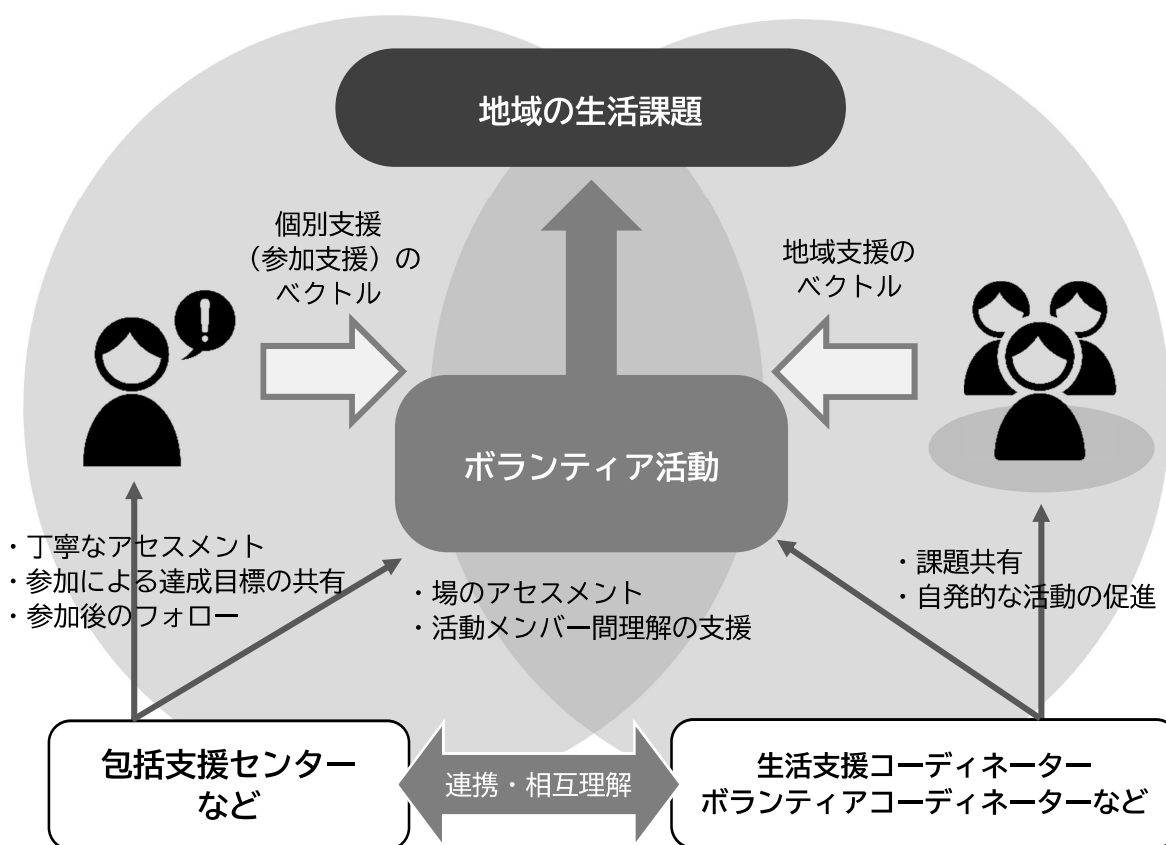


≫令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の方向性

- 市社会福祉協議会では、ボランティア活動についての、より効果的な情報提供と丁寧なコーディネーションが可能な体制づくりをめざした取り組みを行います。
- 各相談支援機関では、生きづらさを抱えた当事者のエンパワーメントの一環としてボランティア活動をはじめとした「参加支援」に取り組むとともに、ボランティア活動支援機関においては、多様な背景を持った方々がボランティアとして参加できるような合理的配慮を行えるような取り組みを推進します。このとき、参加支援においては、丁寧な調整による社会参加機会創出の支援が求められることから、「包括的相談支援」（いわゆる個別支援）の視点からのアプローチと興味・関心から始まる活動支援（いわゆる地域支援）の視点からのアプローチ論や役割の違い（下図参照）をはじめとした、関係者の共通理解の形成にも取り組みます。

様々な方々のボランティア参加を支援する仕組み

（インクルーシブボランティアのコーディネーションのイメージ図）



行動2 当事者意識で参加できる募金・寄付活動

» 第3次計画の方向性

募金・寄付が地域のためにどのように活用されどのような効果が生まれているのかを住民の方が実感できるような発信を行っていきます。また、募金・寄付活動が身近な存在となり、気軽に活動に取り組むことができるような仕組みづくりを検討していきます。そのために多種多様な団体と連携し、組織的な取り組みとして行っていきます。

» 令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組み

活動主体	民間の取り組み
地区募金会	<ul style="list-style-type: none">●赤い羽根共同募金運動は、新型コロナウイルス感染症による行動制限要請のために従来の街頭募金の手法が困難になりましたが、支援学校と連携を行い、学生に周知用ポスターを作成いただき、商業施設で出展をするなど、新たな形で募金活動に取り組みました。●令和3（2021）年度より、地域に根差した住民・ボランティアによる活動を応援する事を目的に、「いずみさの福祉活動応援成金」を新たに創設し、様々な団体が共同募金の助成を活用しながら地域福祉活動を行うことができる仕組みづくりを行いました。
企業 NPO 社会福祉協議会 など	<ul style="list-style-type: none">●新型コロナウイルス感染症の影響によって経済的困窮者に注目が集まった結果、フードバンクやフードパントリーの取り組みが市内でも広がりました。

» 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の方向性

- 地域ニーズを把握している相談支援機関と寄付の窓口団体との間のネットワーク化による現物寄付の受け入れ拡大について検討を行います。
- 募金・寄付活動が民間活動として、身近な存在として意識してもらうために、住民組織団体、NPO、企業などの多種多様な団体が参画できる場の設定を検討していきます。
- 多様化する寄付活動や適切な寄付のあり方について、寄付をする側・寄付を受ける側が、学ぶ機会を検討していきます。

事例紹介：想いが紡ぐ ウクライナ支援じゃがいもプロジェクト

一人のボランティアの想いがつながり、同じ目的があったことで、多くの方が主体的に取り組めた寄付活動の事例を紹介します。

令和4（2022）年にロシアによるウクライナ侵攻が始まり、民間人を含め多くの犠牲者が出ており、多くの方々が国外への避難を余儀なくされるなど、深刻な人道危機に直面しています。

農家であるボランティアから「じゃがいもを使って支援ができないか」と市社会福祉協議会に相談があり、「ウクライナ支援じゃがいもプロジェクト」として始動しました。

じゃがいもは、寄付金のお礼品として活用し、多くのボランティアの協力のもと、収穫やじゃがいものお礼品準備をボランティア活動として行いました。

166名の方々の多くの方より寄付のご協力をいただき、本市を通じて日本赤十字社に寄付を行っています。



行動3 福祉教育にみんなに関わろう

≫第3次計画の方向性

一人でも多くの人々が「福祉」に関心を持ち、日頃からお互いに助け合う気持ちを育むことが、地域活動の担い手を育成することにもつながります。

「福祉」が特別のことではなく誰もが自分のこととして「ふだんのくらしにしあわせを」ととらえることができるよう支え合い、学び合う機会をつくります。

世代を超えて多くの人々が福祉教育の場に関わることができるよう、当事者や学校などの関係機関、団体とのネットワークづくりを行います。

≫令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の取り組み

活動主体	民間の取り組み
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">●福祉教育に関する部署横断のプロジェクトチームをつくり、組織としての方向性を整理しました。●市社会福祉協議会のこれまでの福祉教育の取り組みを教育委員会や学校の担当者と共有する機会を設けました。●福祉施設や当事者と一緒に福祉教育プログラムづくりに取り組む機会が徐々に増えてきました。●市民に向けて、認知症や依存症、自殺予防などの社会課題について知り、支え合いのためにできることを知ってもらうための各種講座を開催しました。●助け合う気持ちを育むために、まず「自分が助けられてもいいんだ」と知ってもらうことを目的に「こどものSOS出し方教育」に取り組みました。
認知症 キャラバンメイト (介護事業所、社会福祉協議会) など	<ul style="list-style-type: none">●認知症サポーター養成講座の講師役を務める認知症キャラバンメイトは、市内の介護事業所に勤める職員を中心に、養成研修を受けたボランティア講師によって活動しています。●小学校や市民交流センターなどで、認知症キッズサポーターの養成講座開催に取り組みました。

≫令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の方向性

●市社会福祉協議会としては、現在の取り組みの方向性を継続し、関わってくれる人を増やしていく取り組みを行います。

●当事者や福祉関係者などによる社会課題（生活課題）を発信する（知ってもらい、一緒にできることを考えてもらう）取り組みについて検討します。